

# 閲覧するための理由、閲覧するための手続き…。 だいたいな個人情報を守るために、新しいルールができました。

情報通信技術の発展などとともに、個人情報保護への意識も高まっています。  
平成18年11月1日より、住民基本台帳の閲覧にきびしい制限を設けました。  
もっと安全へ、もっと安心へ。住民基本台帳の閲覧制度が変わりました。



## 1 閲覧できる場合は、 以下に限られます。

- ア 国または地方公共団体の機関が法令で定める事務を遂行するため必要な場合。
- イ 次の①～③の活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、市町村長がその申出を認めた場合。
  - ①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性の高いと認められるもの。
  - ②公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの。
  - ③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるもの。

## 2 閲覧するための手続きが 以下のように整備されます。

- 閲覧者は氏名や利用の目的などを明示。
- 閲覧により知り得た事項の管理方法を明示。
- 閲覧者の氏名などを少なくとも年1回公表。
- 目的外利用の禁止・第三者提供の禁止。
- 目的外利用の禁止・第三者提供の禁止などに違反した場合における市町村長による勧告・命令。等

## 3 偽りその他不正の手段による 閲覧や目的外利用の禁止など に対する制裁措置が強化されます。